

別紙19（農業・食品産業強化対策整備事業に係る取扱い）

I 産地競争力強化対策事業

第1 取組の概要

別紙18（農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用）（以下この別紙において「運用」という。）別表1のIのメニューの欄の取組の概要については、次に掲げるものとする。

また、本事業で実施する産地基幹施設整備については、再編整備に限定するものとする。

再編整備とは、産地の既存施設について、従来以上の効果を得ることを目的として、統廃合による合理化及び利用方法の組替えによる有効活用並びに内部施設の見直し等により整備を実施することを指す。その整備内容は産地における、既存施設の利用計画の変更に基づく施設の整備、増設、改修、補修及び更新等によるものとする。

1 土地利用型作物（稲、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

土地利用型作物の種子（原種及び原原種を含む。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

2 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備によ

り、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等
を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進する
ための育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の
加工・流通体制を確立するため、優良品種系統への改植等の基盤整備、荒茶
等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の
条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設
等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト
・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等
に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可
能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産
地形成を推進。

3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果
樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園
地基盤の整備、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築する
ため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コス
ト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価
値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産
地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、
姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施
設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

6 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、農林物資の規格
化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の日本農林
規格、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律
第110号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、特別栽
培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総
合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した
持続的な農業生産を推進するために必要な施設、地力増進法（昭和59年法律
34号）に基づく不良土地の改善、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
（昭和45年法律第139号）等に基づく、小規模公害防除を目的とした土壌・

土層改良等の整備に関する支援を推進。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

8 地球温暖化対策の取組

水田において稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進する有機物処理・利用供給施設を整備することで、その取組を加速させ、水田土壌由来の温室効果ガスであるメタンガスの排出量を削減。

ナタネ等油糧作物の生産から、搾油・製油等の処理加工、食用油の供給、廃食油の回収、バイオディーゼル燃料の製造及び農業生産への利用という循環型の取組を促進する農産物加工処理施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設を整備することで、この取組を加速させ、農業生産に使用する燃料を軽油からバイオディーゼル燃料へ転換し、農業生産に伴い排出される化石燃料由来の温室効果ガスの排出量を削減。

9 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

10 飼料増産の取組

自給飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

11 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

12 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化

や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備並びに家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）が定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 事業を実施した事業実施主体は、運用第4の1に即して、次に掲げる各事業により整備した施設等を利用する農業者から、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ア 運用別表1のIのメニューの欄の1の(1)

イ 運用別表1のIのメニューの欄の1の(2)

ウ 運用別表1のIのメニューの欄の1の(3)

のうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産に係るもの

- (5) 産地基幹施設の整備に当たっては、知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、事業開始後にやむを得ず5名を満たさなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (7) 知事は、運用第4の2による点検を実施した結果、事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
 - イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- (8) 事業で整備する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。
- なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- (9) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (10) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 担い手を目指す農家及び生産組織の間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (11) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、運用及び本取扱いに定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (12) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体

(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下この別紙において同じ。)及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費-交付金) / 当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(13) 野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入が確実と見込まれること。

(14) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果樹農業好循環形成総合対策等要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知)第2の2に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

(15) きのこと及び山菜類を対象とする場合にあつては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、沖縄県において、予め、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのを対象とする場合にあつては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあつては、野菜として取り扱うものとする。

(16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあつては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であることと見込まれることを要するものとする。

(17) 小規模公害防除の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

ア 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域(農用地土壌汚染対策地域に隣接する

地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。)であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」(昭和44年9月11日付け環公公第9098号厚生省環境衛生局長通知) 3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

ウ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村(沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。)の区域内若しくは知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期(3年以上)の利用供給に関する協定を締結することとする。

(19) 耕種作物を対象とした施設整備を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理(GAP)のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理(GAP)の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月農林水産省生産局)の取組事項の内容を含むものとする。

(注) 農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動のことをいう。

(20) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合には、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

(21) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、沖縄県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

(22) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第4の1に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

2 事業実施主体

(1) 以下に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ア 農業者の組織する団体

イ 事業協同組合

ウ 事業協同組合連合会

(2) 運用別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体（企業・業界団体は除く。）とする。

ア 名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 運用別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 運用別表1のIの事業実施主体の欄の1の(9)の「別に定める民間事業者」は、次の要件を満たす者とする。

地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給している、又は供給することが確実であること。

(5) 運用別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)の特認団体は、次のい

ずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

(6) 運用別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 沖縄県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

（ア）販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

（イ）事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 採択要件

(1) 事業の交付対象上限事業費

運用別表1のメニューの欄のうち次に掲げる産地基幹施設にあつては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると知事が特に

認めた場合にあつては、この限りではない。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき999千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等の改修等を実施する場合を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等の改修等を実施する場合を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき502千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき490千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき4,940千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,679千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）	計画処理量1トンにつき421千円 計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき300千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）	計画処理量1トンにつき189千円 計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理数量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円/ha
	防風施設	46,587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候生ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	40千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,150千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。） 菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	35千円/m ²
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき533千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等付帯部分を除く。）	29千円/m ²
	乳用牛舎（ストール等付帯部分を除く。）	成牛用45千円/m ² 哺育育成牛用45千円/m ²
	一般豚舎（ストール等付帯部分を除く。）	45千円/m ²
	分娩豚舎（ストール等付帯部分を除く。）	59千円/m ²
	ウインドレス鶏舎（ケージ等付帯部分を	48千円/m ²

	除く)		
	家畜改良施設	240千円/㎡	
	畜産新技術に係る施設	250千円/㎡	
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	7,800千円×1日当たりの処理能力頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。 ただし、4の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の(c)のただし書に基づき、知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であつて、1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)が60頭未満の場合は、10,140千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)	
家畜市場		5,000千円×1日牛市場の開催日1日当たりの取引頭数	
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	45千円/㎡	
	屋根掛け	500㎡未満	23千円/㎡
		500㎡以上	20千円/㎡
	尿貯留施設	1,000㎡未満	30千円/㎡
1,000㎡以上		25千円/㎡	
飼料作物(飼料用米を含む)関連施設	バンカーサイロ	7千円/㎡	
	乾草舎	50千円/㎡	
	飼料調製施設	50千円/㎡	
	優良種子増殖施設	63千円/㎡	
	種子貯蔵庫	37千円/㎡	
	飼料分析指導室	225千円/㎡	
	種子精選機	16,560千円/台	
	脱粒剥皮機	2,610千円/台	
	種子乾燥機	18,090千円/台	
	栄養分析器	9,900千円/台	
	ミネラル分析器	1,170千円/台	
	土壌分析器	630千円/台	

(注) 1 産地基幹施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

(2) 運用別表1のIの採択要件の欄の1の(4)別に定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、第2の1の(17)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する耕作道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに附帯する事業をいう。)及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

(3) 運用別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たな

い場合にあっても、運用第2の6に定める費用対効果分析を実施し、知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

運用別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組については、この限りでない。

また、野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合における場合の面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	10ヘクタール	
		2ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子(稲)	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	

	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにやく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設野菜	3ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合にあつては50アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
花き	露地花き	3ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域	

	<p>を含まる事業について、主たる積が5アール以上であることとする。</p>	
施設花き	<p>2ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含まる事業については50アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合には、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	

4 産地基幹施設等の基準

運用別表1のIのメニューの欄の(1)の耕種作物小規模土地基盤整備、(2)の耕種作物産地基幹施設整備及び(3)の畜産物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の(1)の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
園地改良	<ul style="list-style-type: none"> ・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹を対象とする場合、次に掲げる(a)から(e)までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 優良品種系統等への改植の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との

一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。

(b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」(平成27年4月27日公表)及びその関連通知並びに沖縄県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したのものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

(c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。

ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。

(d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

(e) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。

(a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。

(b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると知事が認める場合において、この限りではない。

(c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。

・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工

土壌土層改良

・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。

ただし、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布

	<p>については事業対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 地力増進法（昭和59年法律34号）第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は沖縄県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積はおおむね10ヘクタール以上とするが、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。 (c) 小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 ii かんがい用排水施設の新設又は改修 iii 農用地間の地目変換のための事業 <p>なお、複数年で事業実施する場合にあっては、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 <p>また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。</p>
<p>耕種作物産地基幹施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
<p>育苗施設</p>	

床土及び種もみ 処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装 置	
緑化及び硬化温 室	
稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給 施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 <p>ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。</p>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。

附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 <p>ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</p>
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、需要及び原料供給力に見合った適切な施設規

模とする

原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。

また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

・知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

加工施設

・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。

・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。

・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。

荷受及び貯蔵施設

乾燥及び選別・調製施設

精選及び貯留施設

搬送施設

計量施設

出荷及び包装施設

残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の集出荷施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下この別紙において同じ。）以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措

	<p>保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。</p> <p>また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</p>
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （b）加工出荷計画について、事前に沖縄県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （c）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> ・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （a）この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものと

	<p>する。</p> <p>ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を經由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。</p> <p>i 茶……………1,000ヘクタール</p> <p>ii こんにやく……………600ヘクタール</p>
青果物流通拠点施設	<p>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。</p> <p>また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。</p> <p>ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p>
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	<p>産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。</p>
分析診断施設	<p>・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。</p> <p>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p>
附帯施設	
用土等供給施設	<p>・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。</p>
用土供給施設	<p>・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。</p>
土壌機能増進資材製造施設	<p>・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。</p>

附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置することがする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置

	<p>は、必ず装備するものとする。</p> <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
<p>低コスト耐候性ハウス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・知事が地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができるものとする。
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。
- ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。
- ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。
- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へ電気や熱等のエネルギーの供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。

なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

- ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術がすでに普及している品目については、生産性や収益力の向上に資する新技術の導入を必須とする。
- ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壤環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給分を除く。)を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー(立ち上がり部分)は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	

<p>有機物処理・利用施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
<p>堆肥等生産施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
<p>堆肥流通施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
<p>堆肥発酵熱等利用施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
<p>地域資源肥料化処理施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に

	<p>掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(a) 製造された肥料は、肥料取締法に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</p>
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る沖縄県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る沖縄県計画に基づく整備計画を作成し、知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 (d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区管理等伝達性海綿状脳症（以下「TS

	<p>「E」という。)に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。</p> <p>(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</p> <p>(f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。</p> <p>・農畜産物輸出に向けた体制整備の取組については、米国、EU又はハラール認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設に限る。</p>
けい留施設	<p>・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。(特段の事由がある場合は、この限りでない。)</p>
と畜解体・内臓処理施設	<p>・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。</p>
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	<p>・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。</p> <p>・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。</p>
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	<p>・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。</p>
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<p>・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。</p> <p>(a) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。)及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。)を順守するために、知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文</p>

	<p>書で改善又は整備を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</p> <p>(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p>
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<p>・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。</p> <p>(a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法</p>

	<p>律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は整備を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</p> <p>(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p>
ハラル対応施設	・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	<p>・原則として、畜産物の加工のための施設・設備とする。</p> <p>・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</p> <p>・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</p> <p>・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、</p>

	<p>農業者の組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。</p>
家畜市場	<p>・次に定める要件に適合するものであること。</p> <p>(a) 家畜の流通合理化に係る沖縄県計画に基づく整備計画を作成し、知事による承認を受けていること。</p> <p>(b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。</p> <p>ただし、中山間地域（山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。</p>
基本施設	
環境対策施設	<p>・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。</p>
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	<p>・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。</p> <p>(a) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は知事が適当と認める市町村の区域内であること。</p> <p>(b) アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であって、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関</p>

の位置付け・役割分担を定めたものをいう。以下同じ。)を現に策定し、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内に所在する地域であること。

・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

(a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有(当該団体が法人でない場合は利用者の共有)に属し、かつ、登記簿(表示の登記を含む。)上この旨が明らかであること。

(b) 当該施設に係る管理費(個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。)の徴収が利用度に応じて行われること。

・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。

ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

面積=40㎡(共用部分)+10㎡(管理人1人当たり専用部分)
×管理人等人数

ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

・建造物の構造部分(柱、梁等)の木造化及び内装部分(床、壁、窓枠、戸等)の木質化に積極的に取り組むものとする。

・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー及びウインドレス

鶏舎の整備については、建設基準法施行例等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

畜舎

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。）の統合を行うためのもの。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - （a）対象畜種が、肉用牛又は豚であること。
 - （b）計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあつてはおおむね300頭以上（繁殖牛にあつてはおおむね100頭以上）、乳用種にあつてはおおむね500頭以上、肥育豚にあつてはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあつてはおおむね150頭以上であること。
 ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - （a）事業実施主体は協業法人に限る。
 - ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。
 - （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
 - （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。
 - （b）農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、

	<p>当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。 (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
<p>フリーストール牛舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、

	<p>当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、「モデル実践活動」を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 <p>・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</p>
<p>ミルクングパーラー</p>	<p>・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。</p> <p>・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 <p>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 <p>・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</p>

ウインドレス鶏舎	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
ふ卵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて措置するものとする。

排せつ物処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルクパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
自給飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
混合飼料調製・供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
混合飼料貯蔵・保管庫	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。
単味飼料貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。
家畜排せつ物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。 飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。
飼料給与設計用電算施設	<ul style="list-style-type: none"> 自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。

家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化处理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの

	<p>理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p>
脱臭施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。

Ⅱ 食品流通拠点施設整備対策事業

Ⅱ－１ 卸売市場施設整備対策

第1 取組の概要

中央卸売市場が卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）に即して計画的に実施する施設の改良、造成若しくは取得（以下「整備」という。）又は市場法第6条に定める沖縄県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置付けられた若しくは位置付けられることが確実と認められる地方卸売市場（以下「拠点地方卸売市場」という。）が市場法第4条に定める卸売市場整備基本方針（以下「整備基本方針」という。）第1の2に掲げる経営戦略を確立するための経営展望（以下「経営展望」という。）に即して計画的に実施する施設の整備であって、以下の取組に対し支援。

- 1 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- 2 物流効率化に向けた施設整備の取組
- 3 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- 4 卸売市場防災対応施設整備の取組

第2 取組の実施基準等

1 実施方法及び施設に関する共通基準

(1) 品質・衛生管理高度化施設の整備

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。）に基づく支援の対象とされた（支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。）HACCP支援法第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証（認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。）に係る施設及び「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添）に基づき衛生管理を行う施設であって、水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設又は加工処理高度化施設を新設する場合には、以下の要件を満たすものとする。

なお、市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

ア 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

イ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

ウ 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(ア) 施設の取扱品目

(イ) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において

- 利用できる運搬車輛に関する事項を含む。)
- (ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (エ) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (オ) その他必要な事項

エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の基準を満たしていること。

2 事業実施に関する共通事項

(1) 整備の方針

整備基本方針第1の2に掲げる経営展望に即した整備等に努めるものとする。

(2) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画に位置付けられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編促進市場」という。）の再編措置の内容又は取扱品目の部類に係る施設のみ交付の対象とする。

なお、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の整備が必要と認められるときは、この限りでない。

(3) 施設の整備規模

ア 施設の整備規模については、整備基本方針に定める卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づく規模（以下「必要規模」という。）の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りでない。

イ 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について知事が沖縄総合事務局長と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(4) 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

交付対象施設	交付率		
	中央卸売市場		拠点地方卸売市場
	品質・衛生管理高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの	品質・衛生管理高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している中央卸売市場の施設の増改築であって、左記以外に要する経費	品質・衛生管理の高度化に資する拠点地方卸売市場の施設の整備に要する経費
	(1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの（以下「大規模増改築」という。）に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設		

	<p>設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）を主体とした増改築であること。</p> <p>イ 当該増改築に係る売場施設等の工事量が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。</p> <p>ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施するものであること。</p>		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	-	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	-
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	-	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

(注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 拠点地方卸売市場の新設に限る。

イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		拠点地方卸売市場
	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 大規模増改築に要する経費	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している中央卸売市場の施設の増改築であつて、左記以外に要する経費	物流効率化に資する拠点地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	-	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	-
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	-	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

(注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。
 ※ 拠点地方卸売市場の新設に限る。

ウ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		拠点地方卸売市場
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 大規模増改築に要する経費	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している中央卸売市場の施設の増改築であつて、左記以外に要する経費	輸出促進に資する拠点地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	-	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内

搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	-
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	-	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

※ 拠点地方卸売市場の新設に限る。

エ 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が実施する既存卸売市場施設の耐震補強に要する経費	中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が実施する防災対応に要する経費
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-
附帯施設	1/3以内	-
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	-

(5) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設 (Ⅱ-2の共同物流拠点における荷捌き場を含む。)
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車

	施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設) と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設) と一体的に行う舗装（門、柵、塀以外の基盤整備を含む。）
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（7）に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	（7）のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント

	<p>化に対応していること</p> <p>イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること</p> <p>ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること</p>
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると知事が認める施設

(注) ※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

(6) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構造	上限建築単価
		円/㎡
売場施設	鉄骨構造(平屋)	124,000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	145,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	138,000
市場管理センター		
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	223,000
選果・選別施設		
総合食品センター機能付加施設		
上記施設の施設内容に準ずる施設		
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	174,000
	鉄筋コンクリート構造	208,000

(7) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- オ 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(8) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階

以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較して、最大の施設とする。

(9) 大規模増改築

ア 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

(10) 拠点地方卸売市場が施設の整備を実施する場合は、地域拠点市場の目標取扱数量(青果物15千トン以上、水産物7千トン以上、花き2千万本相当以上)を現に有している場合に限る。

ただし、平成28年度までに沖縄県により採択された事業については、この限りでない。

(11) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(12) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(13) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第4の1に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

(14) 指導及び助言

沖縄県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(15) 施設の管理運営

- ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、bの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。

3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア 事業実施主体

- (ア) 市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）
- (イ) 市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる拠点地方卸売市場の開設者（以下「拠点地方卸売市場の開設者」という。）であって、次に掲げる者
 - a 地方公共団体
 - b 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
 - c 法人（i及びiiを除く。）
- (ウ) 卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）

イ 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるための施設の整備であること

(2) 物流効率化に向けた施設整備の取組

ア 事業実施主体

- (ア) 中央卸売市場の開設者
- (イ) 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
 - a 地方公共団体
 - b 第3セクター
 - c 法人（i及びiiを除く。）
- (ウ) 事業協同組合等

イ 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施する施設の整備であること

(3) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

(ア) 中央卸売市場の開設者

(イ) 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

a 地方公共団体

b 第3セクター

c 法人（i及びiiを除く。）

(ウ) 事業協同組合等

イ 事業の要件

(ア) 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められる施設の整備であること

(イ) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること

(ウ) 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること

(エ) 別紙参考様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること

(オ) G F P（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト

（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html>）に登録していること

(4) 卸売市場防災対応施設整備の取組

ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

a 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと

b 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること

c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断（ $I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$ ）された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断（ $I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$ ）される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること

イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

防災計画に関する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備であり、当該整

備と一体的に行う場合に限り、防災設備（非常用照明装置等）を交付対象とすることができることとする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする

II-2 共同物流拠点施設整備対策事業

第1 取組の概要

事業実施計画に基づき実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要ストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援

第2 取組の実施基準等

1 実施方法及び施設に関する基準

- (1) 農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地と連携して集荷した多種・多品目の農林水産物等（以下「取扱品目」という。）を分荷し配送するための施設とすること
- (2) 取扱物品の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地から配送先までの一貫したコールドチェーンシステムを確立するための施設とすること
- (3) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること
- (4) 利用規程において、次に掲げる事項が規定されていること
 - ア 施設の取扱品目
 - イ 主要な取扱品目ごとの荷受け、陳列、保管、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）
 - ウ 施設の設定温度と温度管理に関する事項
 - エ 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - オ その他必要な事項
- (5) 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和24年法律第233号）の基準を満たしていること

2 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者

- (1) 地方公共団体
- (2) 第3セクター
- (3) 事業協同組合等
- (4) (3)に掲げる法人が主たる出資者又は出せん者となっている法人（(3)に掲げる法人を除く。）
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (6) 流通業者

3 事業の要件

(1) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする

- ア 農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること
- イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること
- ウ 原則として、耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること
- エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること
- オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること

(2) 施設の取得

- ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする
- イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする

(3) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする
- イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする

(4) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第4の1に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

(5) 施設の管理運営

- ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする
- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする

(6) 沖縄県の指導及び監督

沖縄県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする

(7) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設（荷捌き場を含む）、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅡ－１の第２の２の（６）に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1／3以内とする

また、交付対象施設の施設内容はⅡ－１の第２の２の（５）に準じることとする

4 その他

Ⅱ－１の第３の１及び２の（８）、（１１）から（１５）については、共同物流拠点施設において準用する

ただし、２の（１５）については、知事の承認を得るものとする

(別紙参考様式)

平成〇〇年度(西暦〇〇年度) 沖縄振興公共投資交付金 輸出拡大計画 [施設名: (事業実施主体:)]

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制: (事務局:))

--

(2) 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組				輸出先国の求める衛生基準等 への対応 (例:HACCP)

(3) 課題と対処方針について

項目	課題	対処方針

(4) 輸出目標について

(単位:トン、百万円)

			うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合
平成〇〇年度(西暦 〇〇年度)(現状)																		
平成〇〇年度(西暦 〇〇年度)(目標)																		

- (注) 1 本様式は、運用第3の1に定める事業実施計画書と併せて提出すること。
2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(別紙参考様式)

【記載例】

平成〇〇年度(西暦〇〇年度) 沖縄振興公共投資交付金 輸出拡大計画 [施設名: 〇〇中央卸売市場(事業実施主体: 〇〇市)]

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制: 〇〇協議会(事務局: 〇〇県))

[データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記]

輸出先国の衛生基準を満たす完全閉鎖型の卸売市場を整備することにより、生体搬入から加工及び梱包までの一貫した処理が実現。これにより、〇〇牛のみならず、△△牛や××牛といったブランド牛を空港経由で米国等に輸出するための拠点となることを目指す(当市場から〇〇空港までは約1時間の距離)。

(2) 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由 空港・港 <small>※明確な場合は明記。</small>	主な輸出先国	代表的な販路 <small>※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。</small>
牛肉	AA県	〇〇空港	米国	A産地 → B(株)(〇〇卸売市場) → Cフーズ(国内の輸出食肉業者) → Dフーズ [※] (米国) <small>※会社名は記入可能な範囲で記載。</small>
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組	平成〇〇年(西暦〇〇年) 牛肉〇〇トン(米国向け)		輸出先国の求める衛生基準等への対応 (例: HACCP)	平成〇〇年度(西暦〇〇年度) 米国の輸出認定取得予定

(3) 課題と対処方針について

項目	課題	対処方針
産地とのネットワーク	現在は近隣産地が主な集荷先であるため、量も品目も少ない。	JETROのHPIに取扱品目等を掲載。多方面に取引をあっせん。

(4) 輸出目標について

(単位: トン、百万円)

	牛肉		うち輸出分				豚肉		うち輸出分						うち輸出分				
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合	
平成〇〇年度(西暦〇〇年度)(現状)	200	100	10		10														
平成〇〇年度(西暦〇〇年度)(目標)			11	10.0%	11	10.0%													

(注) 1 本様式は、運用第3の1に定める事業実施計画書と併せて提出すること。

2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

Ⅲ 交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合においては、指名競争入札等を行わず、単一の施工業者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。）その他農業者の組織する団体等）にあっては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

交付対象事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 事業の着手

(1) 事業実施主体は、交付対象事業に係る事業に着手するときは、速やかにその旨を別記様式4号により、知事に届け出るものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が的確となり、かつ交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長又は知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式5号により、知事に提出するものとする。

(3) (1) のただし書に定める交付決定前着手届の提出を受けた知事は、交付金交付決定前に着手を行う必要性を検討の上、農林水産大臣に交付決定前着手届を提出するものとする。

沖縄県が事業実施主体として交付決定前着手を行う場合も同様とする。

(4) (1) のただし書により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

6 事業の施行

(1) 施行方法

交付対象事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの交付対象事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕

様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、沖縄県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式4号により、知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又はPFI事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の

期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協又は農業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）と産地基幹施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、沖縄県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式6号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、その理由、選定方法等を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式4号により、知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施することから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整

備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式4号により、知事に報告するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とするものの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から産地基幹施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 交付対象事業における利益等排除について

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる場合には、それぞれ、当該(ア)から(ウ)までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

(ア)事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(イ)100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象額とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

(ウ)事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

(3)談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体(受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。)は、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知)第45条の2(A)を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違

- 約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。
- イ 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあつては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。
- エ 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。
- オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。
- また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。
- カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。
- また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと）。
- (2) 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第2 附帯事務費

1 交付対象となる附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象となる事業に要する総事業費に1%を乗じて得た額以内とする。

2 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、次のとおりとする。

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び貸借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び賃料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び貸借料及び備品購入費

注：食品流通拠点施設整備対策事業の市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式7号により、知事に届け出るものとする。

市町村長又は知事は、必要に応じ交付対象事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお、市町村長がしゅん功検査等を実施した場合、別記様式7号は市町村長から知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して知事に報告するものとする。

なお、市町村長又は知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する議会（総会）の議事録
- (2) 代行施行の選択（別記様式6号）
- (3) 予算書及び決算書
- (4) 分（負）担金賦課明細書
- (5) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿

- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

工事費（支給品費を含む。以下この別紙において同じ。）、用地費及び補償費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）、測量試験費（実施設計書を含む。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）並びに工事雑費

(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備

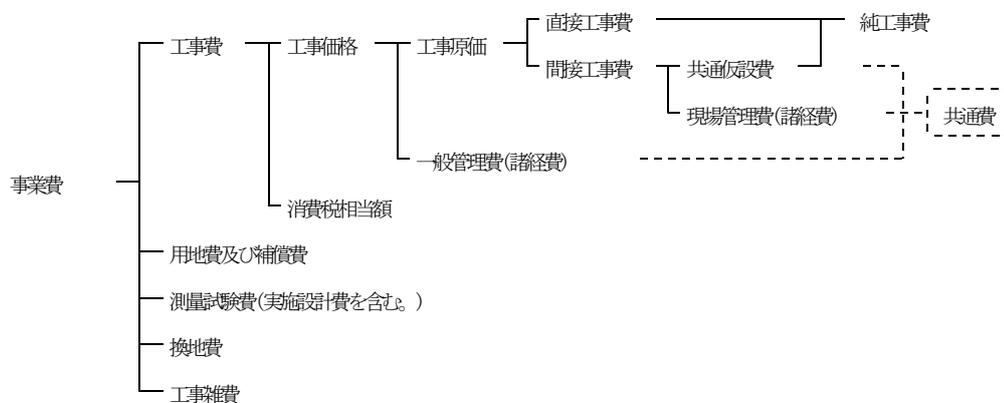
工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。また、食品流通拠点施設整備にあつては施設の取得費を含む。以下同じ。）、実施設計費及び工事雑費

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

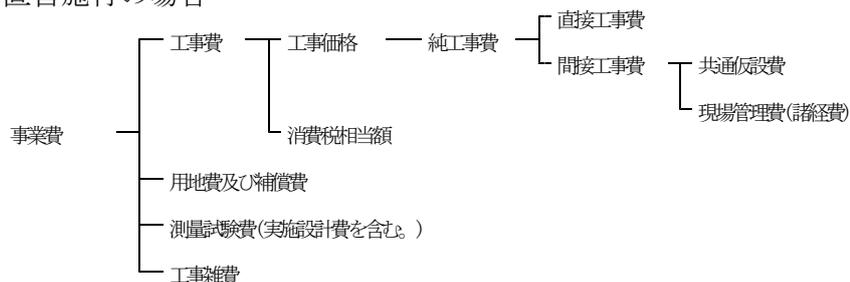
(1) 土地基盤整備等の事業費構成の標準

ア 請負施行の場合



注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

イ 直営施行の場合

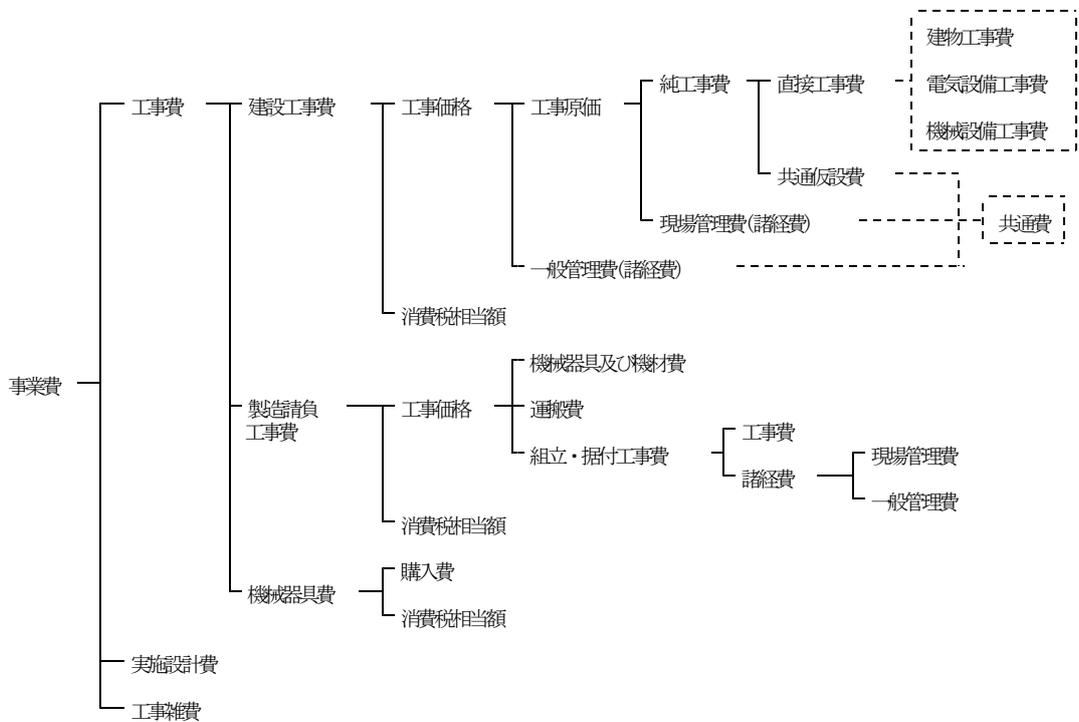


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

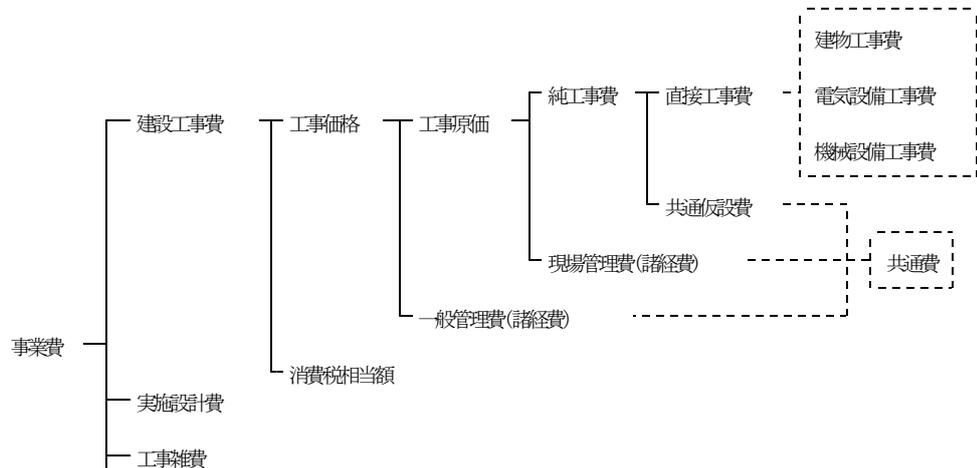
(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備の事業費構成の標準

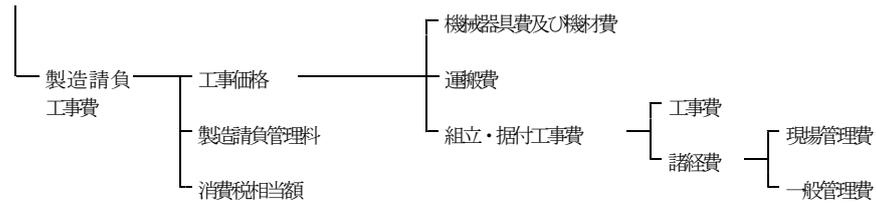
ア 産地基幹施設整備

① 請負施行の場合

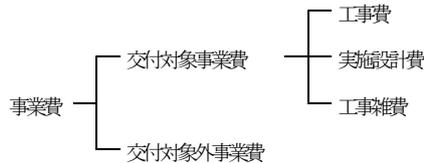


② 代行施行の場合





イ 食品流通拠点施設整備



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費、第3セクター等（運用別表1の事業実施主体の欄に掲げる公社をいう。）が事業実施主体である事業（以下「公社営事業」という。）の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算及び取扱いについては（2）に定めるところによる。

(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、沖縄県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行

った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）に準じて、産地基幹施設にあつては国土交通省の官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮用、工事用道路、歩道構台、場内通風設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営施行においては公社が必要とする、次に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(現場管理費)

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 布 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

(一般管理費)

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費 事務用品費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

オ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

(工事雑費)

区 分	内 容
報酬 賃金 共 済 費 需 用 費	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） 賃金に係る社会保険料 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費 （事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費 委 託 費 旅 費	通信運搬費、手数料、筆耕播種料、雑役務費 測量、設計、登記等の委託費 事業実施の打合せ等に必要の旅費
使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 公 課 費 代行施行管理料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び償料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具 代行施行における受託代行者の事業施行管理料

カ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第6 本交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、本事業により整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

ただし、運用第6の13に定めるところにより管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、運用別表1の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体の範囲とする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、運用別表1の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、「補助金等交付事務の取り扱いについて」（昭和39年11月19日付け39経第4085号 農林大臣官房経理課長通知）様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じた必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（沖縄県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

(2) 知事が事業実施主体として、その処分制限期間内に（1）に定める財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

(3) (1) 又は (2) 以外の場合であって、運用別表1のメニュー欄のIの(1)のアの(ウ)の優良品種系統等への改植を実施した場合、成果目標の目標年度を経過しない間に、園地の改変（転換した品目・品種以外の品目・品種への改植又は栽培の中止）をしようとするときは、別記様式8号により知事に届け出るものとする。

知事は、運用第4の2の規定により適切な措置を講じても、適正かつ効率的な利用が期待できないやむを得ない理由があると判断される場合には、別記様式8号により、沖縄総合事務局長に届け出るものとする。

なお、届出に当たっては、あらかじめ、知事及び沖縄総合事務局長の適切な指

導を受けるものとする。

(4) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体（沖縄県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式9号により、知事に報告するものとする。

知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式9号により、沖縄総合事務局長に報告するものとする。なお、沖縄県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

なお、沖縄総合事務局長は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、沖縄総合事務局長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（沖縄県を除く。）は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式10号により、知事に届け出るものとする。

(2) 知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、別記様式10号により、沖縄総合事務局長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

沖縄県が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

5 移管手続

(1) 事業実施主体（沖縄県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式11号により、知事に報告するものとする。

(2) 知事は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式11号により、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第7 事業実施の手続

1 事業実施主体（沖縄県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に

定める一部事務組合及び広域連合を含む。)が事業実施主体である場合を除く。)は、第1の1の(1)、第1の5の(1)、第1の6の(1)のイの(ア)若しくはエの(イ)、第3の1、第3の2、第6の3の(1)、(3)若しくは(4)、第6の4の(1)又は第6の5の(1)の規定に基づき報告等を行う場合は、市町村長(沖縄県の区域をその区域とする市町村の長をいう。)(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村長(一部事務組合にあつては管理者又は理事、広域連合にあつてはその長。)とする。

また、食品流通拠点施設整備対策事業であつて市町村が開設する卸売市場に係るものについては開設者たる市町村長とする。)を経由するものとする。

2 市町村長は、1の本文に基づき報告等があつた場合は、必要な指導及び調整等を行い知事に提出するものとする。

別紙様式 3 号

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて県知事が指示した書類等を添付すること。

沖縄県知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業
入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名（契約業者名）		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着工住所		

着工年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター並びに内閣府沖縄総合事務局を含む。
(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事への関係の有無に係る申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

(発注者名) 殿

工事名： _____

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての回数において下請負人としなないこと。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

平成〇〇年(西暦〇〇年)年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業の
交付決定前着手届

交付対象事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので
届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた
場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、
異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行
わないこと。

別 添

取 組 名	事業実 施主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予 定 年 月 日	しゅん功予定 年 月 日	理 由

事業名：平成〇〇年度（西暦〇〇年度）沖縄振興公共投資交付金のうち
 農業・食品産業強化対策整備事業
 事業内容（施設名）：

代行施行によることの理由の確認表

	業務内容	検討内容
1 代行施行管理 （建設工事）	(1) 実施設計書の作成又は検討	（※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。）
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 （製造請負工事）	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

沖縄県知事 殿

〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業のしゅん功届

平成〇〇年（西暦〇〇年）〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事 印
又は住所 氏 名 印
団体名
代表者

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業で改植を実施した園地の改変に係る届出について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業で改植を実施した園地について、目標年度までの補助事業の継続が困難となったことから、園地の改変を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象園地の概要
 - (1) 補助事業名及び実施年度
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 対象品目
 - (4) 園地の所在地
 - (5) 事業内容及び規模
 - (6) 総事業費（うち国庫補助金等）
- 2 届出の理由
- 3 届出後の園地の使用方法
- 4 関係機関との調整状況
- 5 沖縄県の所見（※ 沖縄県知事から沖縄総合事務局長への届出の場合）
- 6 その他

[添付資料]

- 1 実施計画書の写し
- 2 事業実施状況報告書の写し
- 3 その他必要な書類（園地の場所が特定できる図面等）

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事 印
又は
〔 提出
〇〇〇市町村長 印 〕
〔 事業実施主体名
代表者氏名 印 〕

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は
効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は
効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造及び規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇气象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他沖縄総合事務局長が必要と認める書類

沖縄県総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事 印

又は

提出 〇〇〇市町村長 印
事業実施主体名 代表者氏名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - (1) 増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇㎡	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱/日処理	事業費	〇〇〇	千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他沖縄県総合事務局長が必要と認める書類

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事 印

又は

提出 〇〇〇市町村長 印
事業実施主体名 代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用の増加した施設等の事業実施主体の合併に伴う取得財産の移管について

〇〇市〇〇〇農業協同組合と〇〇市〇〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第65条、第66条により平成〇〇年（西暦〇〇年）〇〇月〇〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、農業協同組合法第68条により、平成〇〇年度（西暦〇〇年度）農業・食品産業強化対策整備事業により取得した財産の権利義務を〇〇農業協同組合が継承したので、下記のとおり報告いたします。

なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守いたします。

記

1 概 要

地区名	事業実施の概要						合併後の事業実施主体名
	取組名	事業実施主体名	事業内容	事業費	交付金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置